



行政相談マスコット  
キクーン

## 軽自動車届出済証を紛失した軽二輪に係る廃車手続きが、使用の届出が行われた運輸支局等以外でも行えるようになりました！

- 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関東運輸局の回答 -

総務省関東管区行政評価局では、以下の行政相談を受け、民間有識者で構成する行政苦情救済推進会議（座長 利根忠博 埼玉県法人会連合会会長）に諮り、同会議の意見を踏まえ、平成31年1月30日、国土交通省関東運輸局にあっせんしました。

このあっせんについて、平成31年4月17日付けで、同局から回答を受領しましたので公表します。

### 相談要旨

神奈川県に住んでいたときに乗っていた軽二輪※を転居先の山梨県で廃車しようとしたところ、軽二輪に係る軽自動車届出済証を紛失してしまっていたため、車両番号標を管轄する運輸支局等にて、軽自動車届出済証の再交付を受ける必要があるとのことだった。

軽自動車届出済証の再交付のために転出元まで出向くのは負担が大きいため、軽自動車届出済証を紛失した場合の廃車手続きを改善してほしい。

※ 排気量が125ccを超え250cc以下のオートバイ

（山梨行政評価事務所（現山梨行政監視行政相談センター）受付）

### あっせん要旨

- ① 関東運輸局において、軽自動車届出済証を紛失した者が、軽二輪の使用の届出が行われた運輸支局等以外の運輸支局等において廃車の届出を行った場合、軽自動車届出済証の再交付を求めることなく、紛失等理由書を提出することで、廃車の届出が行えるよう認めること。
- ② 上記の対応が難しい場合には、軽自動車届出済証の再交付を郵送で行うことを認めること。

### 回答要旨

国土交通省では、行政事務の効率化の観点等から、本年7月1日より届出受理事務及び原簿管理業務を電算システム化して、軽二輪に係る情報を一元的に管理することとし、それに伴い関東運輸局においても、保有する軽二輪の紙原簿を電算化する作業を進めた。

これによって、軽自動車届出済証を紛失した者が、使用の届出が行われた運輸支局等以外で廃車の届出を行う場合、その再交付を求めることなく、紛失等理由書を添付することにより手続きが行えるよう、改善が図られた。



【問合せ先】総務省 関東管区行政評価局 総務行政相談部  
首席行政相談官室 松橋、菅野  
電話：048-600-2313 メール：knt32@soumu.go.jp